

熊本市防災基本条例（仮称）の解説（案）

目次 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自助、共助及び公助（第 4 条—第 1 0 条）

第 3 章 情報の収集、分析及び発信（第 1 1 条）

第 4 章 多様性の尊重（第 1 2 条）

第 5 章 復旧及び復興（第 1 3 条）

第 6 章 災害の教訓等の伝承（第 1 4 条—第 1 6 条）

前文について

本市は、これまで、水害、台風及び地震等の自然の脅威によって、市民生活や都市基盤、過去からの貴重な遺産などが甚大な被害を受けてきた。特に、平成28年熊本地震では、我が国観測史上初となる2度にわたる大規模な地震により、多くのかけがえのない生命が失われ、甚大な被害をもたらした。

その中で、私たちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの大切さを痛感した。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産、そして暮らしを守るため、協働の精神で、平時から防災活動に取り組み、それを次の世代に伝えていくことで、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

- 前文では、本市の災害の歴史やそこから学んだ教訓、そしてその教訓を生かし、真に災害に強いまちの実現を目指すという本市の決意を示しています。

特に、熊本地震を経験した私たちは、復旧・復興に力を尽くし、災害の爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの重要性を認識し、あらゆる災害から市民の生命、身体、財産、そして暮らしを守るため、平時から防災活動に取り組んでいくことが必要です。

そして、こうした取組を後世に伝えていくことで、将来に亘って、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現をめざすものを述べています。

目的に関する規定について

第 1 条 第 1 条 この条例は、災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることにより、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現することを目的とする。

【解説】

- 第 1 条は、本条例に規定する内容を明らかにし、本条例の目的を定めたものです。

- 本条例の目的は、「災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守ること」並びに「現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちを実現すること」です。
その目的を達成するためには、「本市の地域防災力の最大化を図ること」が必要であり、そのため、本条例において
 - ①防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにすること
 - ②防災に関する意識の醸成を図ることにより、本市に関わる全ての主体が防災に関する意識の共有を図り、第 2 章以降に示す各主体の役割や基本的な考え方等に沿って協働で取り組む必要があります。
- また、本条例では、平成 28 年熊本地震をはじめとした多くの災害における教訓を踏まえ、災害から市民等の生命、身体、財産を守ることに加えて、被災者の暮らしを守ること、さらにはすべての被災者の尊厳が守られることとの考え方を規定しています。

定義に関する規定について

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、噴火その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいう。
- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）、避難所運営委員会（指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）の開設及び運営並びに運営の規準の策定を行う組織をいう。）及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）をいう。
- (7) 避難所 居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいう。
- (8) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (9) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

【解説】

- 第2条は、本条例で使用する用語の意義を定めたものです。
- 第1号の「災害」は、災害対策基本法（以下、「法」といいます。）第2条第1号に規定する災害としており、本市における過去の災害の歴史等から、例示として、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、噴火を列挙しています。その他、法に定める災害としては、竜巻や崖崩れ、土石流、地滑り等も規定されています。

- 第2号の「防災」については、法第2条第2号に規定する「防災」の定義と同様の定義としています。また、この中には「減災」の考え方が盛り込まれており、本条例を検討するための審議会である「熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会」（以下、「検討委員会」と言います。）において、減災の考え方を盛り込むべきとのご意見がありました。
- 第3号の「地域防災力」については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第2条に規定する「地域防災力」の定義と同様としています。
- 第4号の「市民」には、本市の区域内に住所を有する個人だけでなく、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人も含めています。これは、災害はいつ発生するかわからないことから、市内に通勤あるいは通学している方についても、日頃の備え等に取り組んでいただきたいとの考えからです。
- 第5号の「事業者」は、本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人としています。熊本市自治基本条例においては、「市民」に事業者も含まれていますが、本条例においては、防災における市民に求められる役割と事業者に求められる役割が違うことから、定義を分けています。
- 第6号の「地域の防災組織」は、熊本市地域防災計画に定める防災組織である校区防災連絡会と法第2条の2第2項に規定する自主防災組織としています。自主防災組織の例示としては、自主防災クラブです。
- 第7号の「避難所」は、災害が発生する恐れがある場合、または被災により、安全に過ごすことができる居宅等の確保が困難な市民等が一定期間滞在するための施設等であり、また、被災者支援を実施する際の地域拠点としての機能を持つ施設です。

熊本市地域防災計画で定める指定避難所や指定緊急避難場所等に限らず、熊本市地域防災計画で指定されていない地域の集会施設や駐車場なども含まれます。

なお、検討委員会においては、外国人によって避難所という概念が無い場合も考えられることから、外国人に対し避難所を理解してもらうための取組も必要との意見がありました。
- 第8号の「帰宅困難者」は、災害の発生に伴い公共交通機関等が運行できなくなることにより、帰宅することが困難となった者としており、市民だけでなく、旅行者や観光客等も含むと解しています。
- 第9号の「避難行動要支援者」は法第49条の10に規定する「避難行動要支援者」の意義と同定義としています。

<参考>

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

災害対策基本法（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

基本理念に関する規定について

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓（以下「災害の教訓等」という。）を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していかなければならない。

【解説】

○ 第3条は、市、市民、事業者及び地域の防災組織の防災における基本的な考え方を定めています。

○ これまで本市が経験してきた平成28年熊本地震や平成24年九州北部豪雨等の教訓を踏まえ、本条例において掲げる基本理念は、市民、事業者、校区防災連絡会等の地域の防災組織及び行政である本市を含め、「熊本市全体が防災において根本に据える考え方としてどうあるべきか」という視点に基づき規定しています。

○ 第1項では、本市の防災は、自らの命は自らで守る自助、地域において互いに助け合う共助、市民の生命、身体、財産及び暮らしを守る公助の取組を各々高めていくだけにとどまらず、これらが一体となり行われる必要があるとの考えを規定しています。

また、検討委員会において、「教育、福祉、地域など、あらゆる分野で防災対策が一般的になるような、また、市民がその意識を常に持ち続けることができるような条例になるとよい。」というご意見がありました。

これは、「災害に備えるために何かをする」ではなく、「日常生活の中で行っている取組が、災害への備えになっている」ことが重要であり、これらの活動の積み重ねによって地域の防災力が高まることを、全ての主体が認識しておく必要があるということであり、この考え方を「様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながる認識の下」という表現で規定しているところです。

○ 第2項では、これまでの災害の経験や教訓を踏まえて、日常生活の中で防災に取り組み、常に災害へ備える必要があることを規定しています。

また、明治時代にも平成28年熊本地震と同様に地震被害があったにもかかわらず、当時の教訓が生かせなかったことを踏まえ、災害の記録や記憶、教訓等を次の世代に伝承していくことを規定しています。

市民の役割に関する規定について

（市民の役割）

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、常に災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) ハザードマップ（災害の範囲、程度等の予測を示す地図をいう。以下同じ。）等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。
- (4) 災害発生時には、近隣の者の間において助け合うこと。
- (5) 災害発生時には、ボランティア等の多様な支援の選択肢があることを理解し、その活用を検討し自らの暮らしの再建に生かすこと。

【解説】

○ 第4条は、防災における市民の役割を定めています。

○ 第1号は、自宅における防災のための環境整備と食料等の備蓄に努めることを規定しています。本市では、早めの避難につながるよう、災害情報メールや防災ラジオ等の様々な手段で災害情報を発信していますので、これらの情報を入手できる環境を整備しておくことや、自宅の耐震化、家具の転倒の防止等に努めていただきたいとの考えです。

また、大規模災害の発生時には、電気・ガス・水道等のライフラインの供給停止や、物流の混乱や停滞等が想定されることから、食料や飲料、避難に必要な物資等を日常的に備蓄に努めることが重要であり、市民の役割として規定しています。

○ 第2号は、災害時に自ら及び家族の安全を守る行動をとることができるよう、日常から防災に関する知識を習得し、それを家族と共有しておくことを規定しています。

また、防災の取組を通じて地域とのつながりをつくることで、災害時お互いに助け合うことができる関係性を構築できることから、防災訓練等の地域の取組への積極的な参加を規定しています。

○ 第3号は、災害発生時等にご自身やその家族の安全を確保できるよう、ハザードマップ等を事前に確認し、どのような行動を取るべきかを検討しておくことを規定しています。

ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもので、避難所等の情報も掲載しており、災害時の避難のほか、防災学習や土地利用の検討など幅広い活用がなされています。

このハザードマップの情報は、市のホームページでデジタル版を公開しており、パソ

コンやタブレット端末、スマートフォン等でも確認ができます。

なお、検討委員会において、多様な避難行動のあり方が考えられるため、市民がハザードマップ等で災害の危険性を理解しつつ、多様な避難行動を事前に検討しておくことが重要との意見がありました。

- 第４号は、特に災害発生直後において、隣近所同士での声掛けによる安否確認等の助け合いが救命や安全確保等につながることから設けた規定です。
- 第５号は、災害による被害を受けた際に日常を早く取り戻すために、災害ボランティア活動や市が実施する様々な生活再建支援策などの活用を検討することで、自身や家族の早期の生活再建につなげていただくよう設けた規定です。

検討委員会等において、災害ボランティアを受け入れる等の、いわゆる受援力の考え方を条例に盛り込むべきとのご意見がありました。当該ご意見は、熊本地震の被災者の中に、ボランティア等に頼ることを遠慮し、避難生活が長期化することで生活再建が遅れてしまった事例があったこと等から提案がありました。

事業者の役割に関する規定について

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。
- (2) 災害発生時においては、その能力を活用して、市民等の安全に貢献すること。
- (3) 平時から地域における防災の取組に協力すること。
- (4) 市が実施する防災に関する施策に協力すること。
- (5) 従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

【解説】

- 第5条は、防災における事業者の役割を定めています。
- 第1号は、災害発生時に従業員等の安全を確保するため、避難行動、安否確認方法その他の必要な行動及び手段について、災害の種類ごとに事前に確認することで、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるように備えることを規定しています。

具体的には、ハザードマップ等を活用した災害リスクの確認や、連絡手段等の確認及び避難訓練等の実施などが想定されますが、事業者毎に災害時のリスクは異なるため、事前に必要な備えについて事業所内での確認と共有に努める必要があります。
- 第2号は、事業者が普段営んでいる事業等によって培われた能力を生かし、災害発生時において市民等の安全確保のため貢献することを規定しています。

この規定については、特に災害発生時の初期対応等において、最も優先すべき人命救助や市民の安全確保に対して可能な限り貢献していただくことを想定しているものです。
- 第3号は、地域の防災力強化に向けて、事業者も地域の一員として平時から地域の防災訓練等の防災の取組に参加するなど、地域と協力することを規定しています。
- 第4号は、市が実施する防災に関する施策への協力について規定しています。市全体の防災力の強化に向けて事業者の協力は不可欠であることから、本号を設けています。
- 第5号は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得するための機会の提供について規定しています。防災教育については、第15条第1項において全体的な考え方を示していますが、事業者として従業員に対し訓練等を通じた機会の提供を本号でも規定することで、事業所内における防災の取組を推進いただくため、本号を規定しています。
- 第6号は、事業における防災に資する施設や設備の整備に努めることを規定しています。社屋内外における安全確保のため、建物の耐震化や設備の保全などを行うことが、防災力の向上につながります。

地域の防災組織の役割に関する規定について

第6条 地域の防災組織は、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) ハザードマップ等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握し、必要な資機材の準備及び訓練を実施すること。
- (2) 地域の特性に応じて、平時から住民との連携を深め、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進すること。
- (3) 災害発生時においては、市その他関係機関と連携し、災害に関する情報の収集伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進すること。

【解説】

- 本条では、校区防災連絡会等の地域の防災組織の役割を定めています。
 - 第1号は、地域内における災害リスクの把握のため、ハザードマップ等により発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を確認しておくこと、また必要な資機材の準備や訓練を実施することについて規定しています。

地域特性の違いや同じ地域内でも災害リスクが異なる場合もあるため、校区防災連絡会や自主防災クラブ等が中心となって、地域の特性に応じて、日頃から災害リスクが高い箇所の現地確認や災害リスクに応じた訓練を実施すること等により、当該地域の防災対策の強化に努めていくことが重要です。

なお、検討委員会では、地域が防災訓練等を実施する中で、PDCAにより改善を図っていくことが重要との意見がありました。
 - 第2号は、地域の防災組織が災害時に円滑に活動を行えるよう日常から地域住民と平時から住民との連携を深め、いわゆる「顔の見える関係性を構築すること」、また地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を促進することを規定しています。

本市が実施した「熊本市防災基本条例（仮称）制定に向けた市民アンケート」においては、地域の防災活動へ参加したことがないと回答した市民が約52%となっており、地域防災力の向上のためには、今後とも地域住民を巻き込んだ防災訓練等の実施が必要となります。そのため、地域住民の方が防災活動等に参加しやすい環境整備を行政や関係機関とも連携しながら促進していくことが必要です。
 - 第3号は、市や関係機関と連携し、災害発生段階における各種応急対応の実施や被災者等の復旧活動の推進について規定しています。特に災害発生段階においては、地域での助け合い等により被害を軽減することで、その後の救急・救命活動が迅速に行えること等につながります。
- な

市の役割に関する規定について

- 第7条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしを守るため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。
- 2 市は、関係機関及びボランティア団体との間において、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。
- 3 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。
- 4 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。
- 5 市は、他の地方公共団体との間において、災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。
- 6 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。
- 7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民等の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。
- 8 市は、研修、防災訓練等により、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなければならない。
- 9 市は、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能の強化に努めなければならない。
- 10 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他の防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めなければならない。

【解説】

- 第7条は、市の役割や責務を定めています。
- 第1項は、市の最も重要な責務である、第1条に規定する市民の生命、身体、財産及び暮らしを守ることという目的を果たすため、防災に関する必要な施策を策定し、これを実施することについて規定しています。
- 第2項は、災害発生時の協力体制について明記しています。熊本県をはじめとして、他の自治体や熊本市地域防災計画に定める防災関係機関との連携はもちろんのこと、平成28年熊本地震の経験からも、ボランティア団体との協力関係の構築は災害対応において大変重要であることから、ボランティア団体についても規定しています。
- 第3項は、第1項に規定した施策の策定及び実施にあたっての各主体との連携について、規定しています。防災施策は、本市と他の主体との連携によって実施されることで効果を発揮するものであることから、各主体との連携を市の責務として本項で規定しています。

○ 第4項は、平成28年熊本地震時において援助物資や他自治体からの応援職員の受入等に関する事前の計画が無く混乱を招いた教訓を踏まえ、他の地方公共団体や民間企業及びボランティア等からの応援を円滑に受入れ、人的資源及び物的資源を効果的・効率的に配分・配置できるよう、事前に計画を策定し体制を整備することについて規定しています。なお、本市では平成30年に「熊本市災害時受援計画」を策定しており、市の組織改編や地域防災計画等の見直しに合わせ、必要に応じて当該受援計画も見直していくこととしています。

○ 第5項は、災害発生時における他の地方公共団体との相互応援について規定しています。平成28年熊本地震時には、多くの自治体から職員派遣をはじめとした多大な支援をいただき復旧・復興を進めることができました。大規模災害発生時の対応は、被災した地方公共団体のみで行えるものではないことから、本市においても、全国市長会や指定都市市長会等を通じて、被災地支援のための職員の派遣等を行っており、いざという際のために、普段から相互の応援・協力体制を構築しておくことが重要となります。

○ 第6項は、市民や事業者、地域の防災組織の防災活動が促進される環境を整備すること、また、それぞれの役割を果たすために必要な支援を行うことを規定しています。

地域版ハザードマップや地区防災計画の作成、地域の防災団体が平時から行う会議や防災訓練等への支援をはじめとして、各主体が防災に資する活動を行いやすいよう、市が環境を整備する必要があります。

○ 第7項は、市民等の安全・安心を確保するため、防災担当部署が実施する施策に限らず、市が実施する施策全般について防災への配慮を取り入れることとし、市全体として防災の視点を施策に生かすよう規定しています。

この項では、旅行者等の来街者の安全・安心も確保する必要があることから、市民等としています。

なお、検討委員会において、「防災は総合行政であるため、防災は危機管理部署だけの役割とならないよう、全庁的に取り組むとの趣旨の表現をいれてみてはどうか」というご意見がありました。

特に大規模な災害においては、危機管理部局の限られた職員のみで対応することは困難です。加えて、例えば、避難所の多くは学校施設であり、施設設備の充実は、結果として災害時の避難生活環境の向上につながる等、平時からの行政の取組は災害対応に通じるものとなります。

○ 第8項は、市職員に対し、必要な研修や訓練を実施することで、市職員の災害対応能力を向上させなければならないことを規定しています。

災害時には、市職員は公助の役目を担い、被災状況に応じて、被災者支援、避難所運営、物資供給、インフラ施設・設備等の復旧活動、住家等被害認定調査など災害復旧等に向けた様々な取組を迅速かつ適切に実施することが求められることから、平時から研修や訓練を実施し職員の防災に係る資質向上に努める必要があります。

○ 第9項は、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能の強化に努めなければならないことを規定しています。

特に近年、激甚化、頻発化する災害から市民の生命等を守るためには、道路や橋梁、河川改修などのハード面や各種インフラの防災面における強化などの整備を関係機関等と

連携し進める必要があること、また災害時に情報を収集し指揮命令を行う本庁舎や区役所、各局庁舎のほか、避難所となる施設等において、耐震化や設備の充実などの機能強化を図ることが必要です。

- 第１０項は、災害対応において、想定外のことが発生するものであることから、可能な限りの状況を事前に想定し、常に備えておく必要があるため、常に最悪を想定するとの考えのもと、災害が同時多発的に発生する状況や新型コロナウイルス感染症等の新興感染症がまん延している状況下での災害等においても、迅速かつ適切な対応がとれるような体制を平時から整えておくことが必要です。
- なお、検討委員会において、市職員の役割(自助)に関して、「災害発生時には、市の職員は市民の生命等を守るために公助の役割を果たす必要があるため、まずは市職員が自身や家族の安全を守るための自助に努め、安心して公助に従事することができるような規定を設けるべき」との意見がありました。

平成２８年熊本地震の経験においても、家族の無事を確認できたからこそ、公助の役割に向かうことができたとする職員もいました。

本意見の趣旨を踏まえ、今後、職員研修等を通じて市職員の自助や平時の備えについて意識を高めるなどの取組を実施していく必要があります。

避難所の運営に関する規定について

（避難所の運営）

- 第8条 市民及び地域の防災組織は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市及び避難所を設置する施設の管理者と連携し、主体的に避難所の運営に携わるものとする。
- 2 市は、市民及び地域の防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、それぞれの避難者の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。
- 4 市は、事業者及び地域の防災組織と協力し、車中泊避難者や在宅避難者等の把握に努め、必要な支援に取り組むものとする。

【解説】

- 第8条は、避難所の運営に関することを定めています。
- 第1項は、避難所の運営主体について規定しています。避難所の運営については、避難者が主体となって学校等の施設管理者や市と協議し運営方法等を決定することが本来のあり方です。しかしながら、平成28年熊本地震の教訓から、災害発生後（避難所の開設後）の混乱した状況で協議を始めるのでは、円滑な協議が難しいことから、避難所運営マニュアルを新たに作成し、平時から、市民、地域の防災組織、学校等の施設管理者及び市が協力し、校区防災連絡会や避難所運営委員会で避難所運営に関するルール等をあらかじめ決めておき運営する方針としました。
- なお、検討委員会において、避難所となる学校が施設管理者として避難所運営に果たす役割の重要性について意見がありました。
- 第2項は、第1項に規定した避難所運営を市民や地域の防災組織等が適切に行えるよう、市が地域の防災訓練の実施や必要な資機材の提供など、必要な支援を行うよう規定しています。
- 第3項は、市の役割として、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、それぞれの避難者が置かれている状況の把握に努め、生活の再建等に向けた必要な支援に取り組むことを規定しています。
- なお、検討委員会では、避難者に寄り添いながら、早期の生活再建を果たすため、例えば、仮設住宅の整備や生活再建支援など次のステージに早めに移行し、避難所生活はなるべく早く終了することも必要であるとの意見もありました。
- 第4項は、車中泊避難者や在宅避難者への支援について規定しています。特に車中泊避難によるエコノミー症候群等を原因とした災害関連死の増加は、平成28年熊本地震における課題の一つでした。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、避難所における十分なスペースの確保も必要となっており、在宅避難や車中泊避難を選択する市民が今後はさらに増加するこ

とも想定されます。

このようなことから、車中泊避難者や在宅避難者などの被災者に対して、市が事業者や地域の防災組織と協力し、避難状況を把握するよう努め、必要な支援を実施することを規定しました。

帰宅困難者への対策に関する規定について

(帰宅困難者への対策)

第9条 市民は、自ら及びその家族が帰宅困難者となった場合に備え、安否確認の手段の取決めその他必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

3 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

【解説】

○ 第9条は、帰宅困難者に関する規定を定めたものです。

○ 第1項は、市民の備えとして、職場や外出先にいる際に災害に遭うことを日常から想定しておき、安否確認の手段等準備を行っておくことを規定しています。

○ 第2項は、事業者の帰宅困難者対策の取組を規定したものです。従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備をするよう促すものです。

なお、条文における従業員等の「等」には、事業所等への来客者や、近くを通行している市民等も含むものと解しています。

○ 第3項は、市の帰宅困難者対策としての取組について規定したものです。

災害時に帰宅困難者が発生した場合、可能な限り早期の解消を図るため、市は当該帰宅困難者への迅速な支援に向けた体制整備を行い、必要な支援を行っていく必要があります。

なお、旅行者等の来街者については市民に含まれませんが、来街者が本市において被災し帰宅困難者となった場合は、市は必要な支援を行います。

避難行動要支援者に関する規定について

【修正案】

(避難行動要支援者への支援)

- 第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるための仕組みを構築しなければならない。
- 2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理をするとともに、これを避難支援等に関わる地域団体その他関係機関と共有するよう努めなければならない。
- 3 市は、避難行動要支援者及びその家族等（以下「避難行動要支援者等」という。）が避難支援等の取組に対する理解を深めることができるようにするとともに、避難行動要支援者等と避難支援等に関わる地域団体、医療又は福祉に関する団体その他関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。
- 4 避難支援等に関わる地域団体その他関係機関は、平時から地域活動等を通じて、避難行動要支援者の避難支援のため必要な情報を収集し、その支援につながるよう努めるものとする。

【解説】

- 第10条は、避難行動要支援者への支援に関することを定めています。
- 第1項では、市が避難行動要支援者の生命又は身体を守るために、避難支援等の必要な措置が円滑に行われるための仕組みを構築するよう定めています。
- 本市においては、平成19年から「災害時要援護者避難支援制度」に基づき、自ら登録を希望した約9,000人の名簿を作成、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を地域の支援者（民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会等の関係団体）に提供することで、災害時の安否確認や日常の見守り等に活用してきました。
- 一方、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことで、前述の「災害時要援護者避難支援制度」に係る名簿と、避難行動要支援者に係る名簿が存在するなど制度が複雑化しており、このことが市民の制度への理解を妨げる要因となるなど大きな課題となっています。
- このことから、名簿の一本化などを含め支援に向けた仕組みを構築し、制度に対する市民や地域の理解促進につなげていく必要があることから、本項においてこの仕組みの構築を市の責務として規定しています。今後、この仕組みの構築に向け、必要な検討を実施することとしています。
- なお、検討委員会において、親が共働きなどで家庭に子どもが一人で居る場合や外国人なども含め、避難行動要支援者の対象範囲についても合わせて検討するべきとの意見がありました。
- 第2項では、第1項の避難支援等を行うために必要な避難行動要支援者に関する情報

を市が収集・整理し、これを避難支援に関わる地域団体や関係機関と共有するよう努めることを規定しています。

前項で規定した仕組みの構築により、避難支援に必要な情報を自治会や関係機関等と共有することで、避難行動要支援者の早期避難につなげる必要があります。

なお、情報の提供については、個人情報保護などの観点から、前項で規定している仕組みを構築する中で検討を行い、情報の範囲や提供先、活用方法等について明確にしておく必要があります。

- 第3項では、第1項によって市が仕組みを構築した後、これを避難行動要支援者本人やその家族が理解し名簿登録が推進されるよう取り組むとともに、避難行動要支援者本人やその家族等、避難支援等に関わる自治会等の地域団体、医療や福祉その他関係機関との連携を深めるよう努めることを規定しています。

検討委員会においては、避難行動要支援者自身が支援を必要とする場合に、遠慮なく発信できるような熊本市であって欲しいとの意見があり、そのための市の取組として、避難支援についての避難行動要支援者自身やその家族の理解を深めることについて規定しています。

また、実際に避難支援を実施する地域団体や医療・福祉に関する団体、その他関係機関との連携が密に行われない限り、仕組みが形骸化し災害時に役に立たないものとなることから、連携を深めることについて規定を設けています。

なお、検討委員会においては、要支援者への支援は地域全体として考えるべきであり、支援者個人に負担感が集中しないように進めてもらいたいという意見がありました。

- 第4項は、避難支援等に関わる自治会等の地域団体や関係機関が、平時からの地域活動等を通じて、避難行動要支援者の避難支援のために必要な情報を収集し、支援につなげることについて規定しています。

検討委員会において、地域が支援活動を実施する上で必要な情報について収集することについて理解が得られやすくなるよう、条例に規定が必要という意見がありました。

また、市が発行し地域に配布している「自治会ハンドブック」に、避難行動要支援者への支援に関する仕組みや地域の役割等を掲載し、地域の理解を深めていく必要があるのではないかと意見もありました。

避難支援には地域の共助が大きな役割を果たすことから、避難支援を行う地域団体が避難行動要支援者の存在について情報を得ておくことは重要であり、地域団体が平時からの様々な活動を通じて避難支援が必要な住民の情報を可能な範囲で収集することで、避難支援の実効性が高まります。

ただし、個人情報保護の観点から、情報収集の手段や避難支援に不必要な情報の収集、情報共有する範囲等には十分に留意する必要があります。そのため、市は、前項に規定する避難行動要支援者本人及びその家族の制度理解、並びに避難支援を実施する各主体との連携と合わせて、個人情報保護についても周知・啓発を行っていく必要があります。

【参考 避難行動要支援者への支援に関する経緯】

- ・ 東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また過去の大規模な

災害においても同様の傾向がみられたことから、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務とされました。

- ・ このことを受け、平成25年の災害対策基本法（以下、「法」といいます。）改正においては、高齢者等のうち災害が発生時等において自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と定義し、これらの者を災害から保護するために、避難行動要支援者に係る名簿の作成を市町村長に義務づけるとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難を支援する者への情報提供を行うための制度を設けました。
- ・ しかしながら、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等の近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が犠牲にあっていること等を踏まえ、実効性のあるものにするために令和3年に法改正を行い、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成を市町村長の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設しました。
- ・ 本市においても、法改正の主旨を踏まえ、高齢者等のうち災害が発生時等において自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を支援するため避難行動要支援者名簿の取扱いについての整理や個別避難計画の作成に取り組んでいます。

災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

正確な情報の発信等に関する規定について

【修正案】

（正確な情報の発信等）

- 第 11 条 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市民、事業者及び地域の防災組織が早めの避難その他適切な行動がとれるよう、防災に関する情報を正確かつ迅速に発信するとともに、当該情報を取得できる環境を整備しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報を適切に整理し、これを分析することにより、情報の正確性を確保しなければならない。
- 3 市民、事業者及び地域の防災組織は、災害発生時には正確な情報を収集し、これに基づき行動するよう努めるものとする。

【解説】

- 第 11 条は、正確な情報の発信等を定めたものです。
- 第 1 項においては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、市民、事業者及び校区防災連絡会や自主防災クラブが適切な避難行動等をとれるよう、市が正確な情報を迅速に発信することを規定するとともに、これらの情報を市民等が取得できるような環境整備を行うことを規定しています。
- 第 2 項では、市が防災に関する情報を発信する際における情報の正確性を確保することを規定しています。平成 28 年熊本地震をはじめ、大規模災害発生時には様々な情報が錯綜するため、正確な情報の確認と重要度による取組の優先順位付けが必要となります。また、平成 24 年九州北部豪雨災害の検証では、市において、避難情報の発令等に結びつく重要な情報があったものの、情報トリアージが機能しておらず、適切な対応がとれなかったとの課題が指摘されていました。このため、数ある情報の中から、適切な整理と分析による情報の正確性を確保することについて規定しています。
- 第 3 項では、市民、事業者及び校区防災連絡会や自主防災クラブが、災害発生時において第 1 項及び第 2 項に基づく正確な情報を収集し、当該情報に基づき適切に行動することを規定しています。

平成 28 年熊本地震においては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じてデマが拡散される事態も発生したことから、市民等も正確な情報の収集及び当該情報に基づいた行動に努めることを規定しました。

多様性の尊重に関する規定について

【修正案】

第１２条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害者の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

【解説】

- 第１２条は、多様性の尊重について定めたものです。

- 平成２８年熊本地震時においては、特に発災直後の多くの避難所において、着替えや授乳のためのスペースが確保されていなかったり、避難者のプライバシーに配慮するなどの適切な避難所運営ができていませんでした。

このような教訓から、すべての主体が年齢や国籍、性別、障がいのある方の特性などの多様性を理解すること、また全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けられるよう、適切な配慮を行うことを規定しています。

復旧及び復興に関する規定について

【修正案】

- 第13条 市は、災害による被害を受けたときは、被害を受けた地域の速やかな復旧を実施しなければならない。
- 2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。
- 3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。
- 4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、当該活力を取り戻すための各種施策（以下「復興施策」という。）の実施に努めなければならない。
- 5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

【解説】

- 第13条は、災害発生によって被害を受けた地域の復旧及び復興について定めたものです。
- 被害を受けた地域の復旧に市が取り組むことは当然の責務であり、第1項において規定しています。
- 第2項は、復旧を行う際には、本市のみでは対応できないことから、国や県、防災関係機関、ボランティア団体等との連携について規定しています。
- 第3項は、被害の状況等によって被災者に必要となる支援は様々であることから、総合的に対応する市の体制を整備することについて規定しています。平成28年熊本地震の際は、復旧の過程において、被災者支援をワンストップで行える総合相談窓口の設置や、被災者の見守りや生活・健康相談等を行う地域支え合いセンターを設置する等、被災者の状況に応じた、必要な支援が行う体制を整えました。
- 検討委員会においては、このような熊本地震の際の取組等の良い事例を本条例において表現して欲しいとの意見もあり、復旧・復興時において被災者に寄り添った支援を行うための体制整備について規定したところです。
- 第4項は、復興に関することを規定しています。本条例において「復興」とは、被災前と比較して、生活環境が向上する、地域振興が図られること等の概念的に「まち」が活性化すること、と整理し、被災前またはそれ以上に街の賑わいや活力を取り戻すため、市が復興施策に取り組むことを規定しています。
- 第5項は、復興で得た知見等の活用について規定しています。様々な復興施策によってまちが賑わいを取り戻す過程で得た知見や経験等を平時のまちづくりにフィードバックすることで、さらなる地域防災力の向上につなげたいとの考えから規定したものです。

災害の教訓等の活用等に関する規定について

- 第 14 条** 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、災害の教訓等を活用するとともに、これらを次の世代に伝承するよう努めるものとする。
- 2 市は、災害の教訓等に関する資料を保存するものとする。
- 3 市は、災害の教訓等を広く発信し、他の地方公共団体の防災に貢献するよう努めるものとする。

【解説】

- 第 14 条は、災害の教訓等の活用等について定めたものです。
- 第 1 項は、市、市民、事業者、校区防災連絡会や自主防災クラブの各主体が、これまでの災害から得た教訓を活用するとともに、後世に伝承していくことを規定しています。
- 平成 28 年熊本地震をはじめとして、本市はこれまで様々な災害を経験しており、その記憶や得られた教訓を次の災害へ備えるために次世代に引き継いでいく必要があるため、本項ではそのことについて規定しています。
- 第 2 項は、市の役割として、災害に関する記録等の保存について規定しています。
- 平成 28 年熊本地震時には、東日本大震災における仙台市の記録誌をはじめとした他都市のこれまでの災害対応記録が大変参考となりました。また、明治時代においても熊本地震と同様の規模の地震が発生しており、大きな揺れが 2 回発生したこと、余震を含め約 360 回を超える揺れが発生したこと、デマが発生し混乱が生じたこと等の記録が残されていましたが、これらの教訓を生かすことができませんでした。
- このことから、平成 28 年熊本地震に関する震災記録誌や手記集などの作成のほか、関連する記録や写真等の資料の保存に努めています。また、その他の災害に関しても、記録の保存・活用に努めることで、次の災害への備えとしていく必要があります。
- 第 3 項は、これまでの災害によって得た教訓等を発信することによって、他の市町村等の防災にも貢献することを規定しています。前項のとおり、過去の災害の記録誌を参考とすることで、被災地の早期の復旧・復興につながることから、本市における災害対応等に関する資料の公開や発信、他自治体での講演等を通じて、熊本地震を経験した本市として他自治体の防災の取組に対し貢献できるよう努める必要があります。
- また、教訓等を広く発信することは、本市における教訓等の伝承にもつながります。

防災教育に関する規定について

（防災教育）

第15条 市、市民、事業者及び地域団体は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等、あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。

2 子どもへの防災教育に当たっては、学校教育その他の場を通じて、防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮するものとする。

【解説】

○ 第15条は、防災教育について定めたものです。

○ 第1項は、市、市民、事業者及び校区防災連絡会や自主防災クラブの各主体が、防災に関する講座や防災訓練等のあらゆる機会を通じて、防災教育を推進していくよう規定しています。

本条例の制定のきっかけの一つとして、令和4年3月に公表された市民アンケートの結果において、約6割が『熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっている』と回答していることが挙げられます。加えて、熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向け必要な検討を行うための基礎資料とするために実施した「熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート」においても、約7割が『熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっている』と回答している結果となりました。

時間の経過に伴い、災害の記憶が薄れることは避けられない面がありますが、記憶が風化したとしても、熊本地震の教訓等を忘れない仕組みづくりは重要であることから、そのための一つとして防災教育を本条例に規定することとしました。

市は、学校教育における防災教育の推進はもちろんのこと、防災に関する出前講座や講演会等の開催、市広報誌等の媒体を活用した啓発の実施など、あらゆる機会を捉えて広く防災を推進するとともに、市民等に学習の機会を提供していく必要があります。

市民の防災教育としては、各家庭において、日頃から食糧や水等のローリングストックの実施や、家族内で防災について日常から話し合うこと等を通じて、防災意識を高めることが考えられます。

事業者における防災教育としては、従業員に対する防災学習の機会提供や訓練の実施等が考えられます。

校区防災連絡会や自主防災クラブなどの地域の防災組織においては、地域の特性に応じた訓練の実施や講座等による学習会の開催などが考えられます。

これらの取組は、それぞれ単独で実施するよりも、例えば学校と地域や事業者の協働での実施など、各主体が連携し取り組むことでより大きな学習効果が期待できることから、今後推進していく必要があります。

○ 第2項は、特に子どもへの防災教育について規定しています。

次世代を担っていく子どもたちが日常から防災に関する知識を習得し、備える意識を持つことは、将来にわたって本市の地域防災力を向上していくためにも大変重要です。

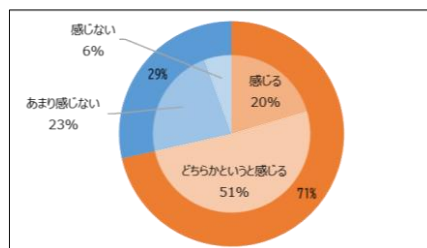
また、防災学習を通じて、地域への理解促進や愛着にもつながります。本市の小中学校では、小学校低・中・高学年及び中学生向けの4種類の防災教育副読本「つなぐ」を活用し、防災教育を行っています。

また、防災教育は、学校教育のみならず、各家庭や地域においても、子どもの成長段階に応じた防災に関する知識の習得等を行っていく必要があります。

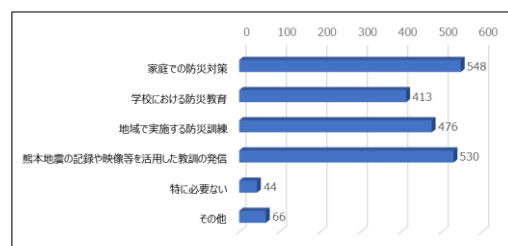
検討委員会や市民意見では、子どもたちが自ら考え、行動することができる防災教育の重要性について意見をいただいています。また、外国人に対する防災教育の必要性についても意見をいただいています。

※ 参考：熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート（令和3年11月24日～令和4年2月4日）

Q_熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっていないと感じますか？



Q_熊本地震の記憶や教訓等を伝えていくためにはどのような取組が必要だと思いますか？



熊本地震の日に関する規定について

（熊本地震の日）

第16条 市は、平成28年熊本地震の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地震の日と定める。

【解説】

○ 第16条は、熊本地震の日を定めたものです。

○ 熊本市防災基本条例の立法事実の一つとして、平成28年熊本地震の記憶の風化が挙げられたことから、4月16日を「熊本地震の日」として決めました。

検討委員会においては、熊本地震の経験の風化は、市民の防災意識、早めの避難行動に影響を与えるため、風化させない仕組みづくりが必要であるとの意見がありました。

熊本地震が起こった4月16日を忘れずに後世に語り継ぐのはもちろんのこと、出水期前であるこの時期に、広く市民が地震や風水害等のあらゆる災害についての認識を深めるきっかけ（防災スイッチ）にすることで、災害による被害の軽減につなげたいとの目的があります。

市民一人ひとりが、家庭・地域・職場を守る防災意識を持っていただくとともに、非常用持ち出し品の点検や、身のまわりの安全点検に努めるなど、生活の中で防災について考え実行する日として展開していきたいと考えています。

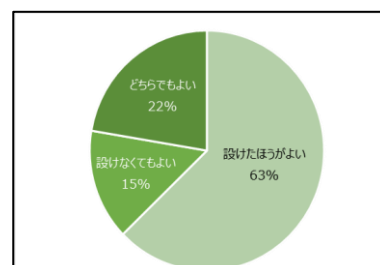
なお、検討委員会において、平成28年熊本地震だけにとどまらず、6・26水害や平成24年7月九州北部豪雨など、本市に甚大な被害をもたらした過去の災害全般についても情報発信し、風化防止に努める必要があるとの意見がありました。

【参考】

・熊本市防災基本条例（仮称）の制定に向けた市民アンケート（回答数：2,077件）

Q. 過去の災害の記憶や教訓等を忘れないために本市独自の「防災の日」などを設けることについて、どのように思いますか？

設けたほうがよい	1,303	63%
設けなくてもよい	310	15%
どちらでもよい	464	22%



・他政令指定都市の状況

防災条例を制定している政令指定都市（20都市）は、8都市です。うち、条例において防災の日等を定めているのは2都市（神戸市、相模原市）です。

なお、条例以外で、防災の日を制定している政令指定都市は、2都市（仙台市、福岡市）です。

・ 熊本県内市町村の状況

県内で条例を制定しているのは2町（益城町、あさぎり町）です。うち、条例において防災の日等を定めているのは、1町（あさぎり町）です。

・ 国、熊本県の状況

国は、防災の日、津波防災の日、防災とボランティアの日を制定しています。県は、制定していません。

自治体名	日程	根拠	備考
神戸市	1月17日	神戸市民の安全の推進に関する条例	平成7年阪神淡路大震災の発災日 (市民防災の日) 第24条 事業者及び市民の間に広く阪神・淡路大震災から得た教訓を語り継ぐとともに、積極的に防災訓練その他の安全に関する活動を行う意欲を高めるため、市民防災の日を設ける。 2 市民防災の日は、1月17日とする。 3 市は、市民防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。
相模原市	毎年7月第一土曜日から始まる一週間	相模原市防災条例	(推進体制) 第28条 市は、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び関係機関と連携し、必要な体制を確立するものとする。 2 市は、防災対策への関心及び理解を深める取組が市民等及び事業者に広く周知されるよう、防災週間を設けるものとする。
仙台市	6月12日	仙台市防災都市宣言	昭和53年宮城県沖地震の発災日 ※みやぎ県民防災の日でもある
福岡市	3月20日	福岡市地域防災計画	平成17年福岡県西方沖地震の発災日
あさぎり町	国が定める防災週間の期間中の日曜日	あさぎり町防災基本条例	(防災週間及び防災の日) 第11条 町は、防災週間及び防災の日を設け、次に掲げる事項を重点的に実施するものとする。 (1) 町民、事業者及び関係機関と連携し、防災意識の高揚及び防災・減災対策の一層の充実を図ること。 2 防災週間は、国が定める防災週間に合わせ、毎年8月30日から9月5日までとし、防災の日は、防災週間中の日曜日とする。
国	9月1日	昭和35年内閣の閣僚了解により制定	この日を含む1週間を「防災週間」とする。 大正12年関東大震災の発災日に由来。
	11月5日 (津波防災の日)	津波対策の推進に関する法律	-
	1月17日 (防災とボランティアの日)	平成7年内閣の閣僚了解により制定	1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」 平成7年阪神淡路大震災の発災日に由来。
熊本県	未制定	-	-

※ **赤枠** は、条例において防災の日等を定めている自治体です。